

随意契約理由書

豊中市立蛭池小学校ガス設備改修工事

本工事は豊中市立蛭池小学校の引込ガス配管の老朽化に伴い、ガス配管の取替を行うものです。

ガス設備の工事を施工するにあたっては、ガス事業法第17条の規定において、経済産業大臣の許可を受けた業者が施工することとなっております。また、ガス設備の工事を施工するにあたっては、経済産業大臣の許可を受けたガス供給規定に基づき施工する必要があります。

この条件を満たし、当該工事の所在地を事業区域とする事業者は、大阪瓦斯株式会社導管事業部北東部導管部しかいないため、同社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するものです。